

武道の文化性
—武道と真言密教の免許—

村山輝志

A Cultural View of Budo
—licence in Budo and in Buddhist esotericism—

Terushi MURAYAMA*

Abstract

In Budo there is a licence system, which we cannot find in imported sports. This licence is divided into many stages, whose final aim is enlightenment. Likewise, Buddhist esotericism has that kind of licence system, whose ultimate aim is also enlightenment.

This thesis is written with a view to proving that Budo seems to have been modeled after the licence system of time-honored Buddhist esotericism.

In order to clarify the above-mentioned problem, we are going to consider each founder's way of enlightenment, his formalities and contents, way of initiation, apprenticeship, licence awarding, the origin of licence system and birth of styles.

In short, by understanding the characteristics of Budo, and those of Buddhist esotericism, we will be able to prove that Budo has been influenced by Buddhist esotericism.

The way to attain enlightenment of each founder is as follows:

- 1) in one case of Buddhist esotericism, he practices religious austerities toward the absolute being of the cosmos — Dainichinyorai —, then attains enlightenment,
- 2) in the case of Budo, he does so toward the chivalry god on Great Nature.

Enlightenment is synonymous with self-effacement, detachment, void, equanimity and so forth.

It is difficult for a founder who has attained enlightenment to make his disciples comprehend this secret in words; just as one cannot convey the taste of soup correctly to another person, unless he tastes the soup himself.

We call this "tacit understanding", or transmission through experience.

Accordingly, The practice of religious austerities is indispensable in order to arrive at this tacit understanding stage.

So, both Budo and Buddhist esotericism determine the fundamental methodologies of austerities: initiation, apprenticeship and symbolic seal awarding.

* 鹿屋体育大学 National Institute of Fitness and Sports in Kanoya, Kagoshima, Japan.

Even though the contents of each are different, the formalities are the same. The origin of this licence system dates back to Kukai (founder of Shingon-Buddhism, (774–835 AD) awarding it to Shinga (801–879), in Buddhist esotericism. As for Budo, its beginning is about 1600 AD, about 800 years later than esotericism. The licence certifies that one is granted mysteries. It bears testimony to enable him to educate disciples: This is an important role for a school's development. This system gives a master the complete right to award a licence to his own disciples, that is so many disciples, with the result that many schools have been born. As we mentioned above, in both cases, Budo and esotericism, the final aim of apprenticeship, methodology and licence system are the same. Because the ultimate stage of both is enlightenment, they seem to have similar characteristics. Therefore it is very natural that Budo has imitated the method of Buddhist esotericism, which was systematized in more ancient times than Budo.

KEY WORDS: 印信, 完全相伝形式, 範士, 起請文, 精錬証。

はじめに

武道は過去, 宗教 教育 美術その他と密接な関係があった。宗教とは新陰流が免許授与時に祭壇を築き, 武器・飯食・灯等の供物で荘厳にし, 師弟ともに斎戒沐浴した後, 免許が授与された。これは密教も同様のこと(伝法灌頂)を実施していることから武道が模倣したのである。美術とでは刀剣や鐔・小道具その他の武道具にさまざまなものを彫刻している。例えば, 不動明王, サンスクリット語, 素剣などの密教関係や日本と中国の古典文学, 宗教, 説話からとりあげた絵図に勧善懲悪, 譬話, 謎語, シャレなどの寓意をもたせたものである。教育とでは江戸時代, 各藩に演武館が建立され武道教育に力を入れた。

本論は西洋のスポーツ種目にみられない武道の免許を論じるがこれが, 密教に影響をうけたことを論証しようとするのがねらいである。免許は, 密教が空海以後, 武道は戦国末期頃から今日まで実施されている。密教の資師相承が完全相伝形式であるために多くの弟子達に印可を与えた結果, 流儀の分流がなされた。免許授与時には伝法灌頂

の儀式をし, 秘密の相伝がなされたのである。武道も上述のことが流儀によっては実施されたのである。これらのことから武道の免許は密教の影響をうけたとした先行論文⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾があるが筆者は何故に影響をうけたかをより具体的にするために両者の入門から許可を受領するまでの修行方法や師弟との約束事あるいは両者の流祖が絶対者から悟りを得たとしていることなどを比較考察するのである。あわせて江戸時代以後, 現代までの武道の免許を明らかにする。

結果と考察

1. 入門

武道や密教では修行にあたり師弟との約束事をする。前者が入門起請文といわれ, 入門にあたり師匠に提出するのである。内容は師恩を忘れず, 流儀の詮索をせず, しかも流儀の秘密その他を遵守する。若し背けば神罰を蒙ることを神にかけて誓うのである。同時に束脩として扇子一對を呈し, 先師達の画像をかかげ香を焚き, 酒, 盃, 熨斗鮑, 勝栗, 昆布など勝利に結びつく縁起物を準備し, 一拝の後, 起請文前書之事の誓紙一軸を提示する

のである。¹²⁾密教では入門に相当するものに出家得度がある。俗世を離れ仏法修行の道に入ることである。出家授戒作法では花瓶に檜をさし、火舎、燈台二基、灑水塗香その他で荘厳されたなかで阿闍梨が十戒その他を授ける。⁶⁾両者同じような儀式をすることが分る。

2. 修行

武道の流祖達は天孫降臨にさきだって武襲槌神と経津主神により中国を平定せしめたという。「二神が出雲国に降到り十握剣を抜きて倒しまに地に植ててその鋒端に踞み云々¹⁰⁾」とある又、経津は剣の鋭くブツツと斬れるさまをいうとある。つまり剣を大地に立てたことブツは剣でブツツと切れるさまであるなどは剣のつかい手の神が国を平定したことを意味している。前者は香取、後者は鹿島大神である。両者はその後、尊重され、源頼朝、足利義政等が神領を寄進したり流鏑馬祭を催した。以来武道の祖神として八幡神とともに武家間に尊信されたのである。上述の神や洞穴のある鶴戸神宮に祈願し神伝を得て陰流、神道流、中条流など後世の流儀の源流ともいわれる流儀を創始した。¹⁰⁾(図2)その他馬術の大坪流祖も鹿島から夢中に鞍鐙の曲尺を得たという。鎗の大内無辺は羽州の真弓山神、居合の祖、林崎甚助重信は出羽国林崎明神などで多くの流祖が祈願し流儀を創始した。更にその後の例では柳生但馬守が沢庵和尚に参禅し剣理を得、宮本武蔵は泰勝寺の春山和尚と交り、柔術の関口柔心は猫が屋根から落ちるのを見て悟り、示現流祖の東郷重位は善吉和尚の棕招箒を握るのを見て悟得したという。¹²⁾悟道という語は仏教語で無明地煩悩を離脱し仏の道を自悟するをいうので仏教の影響をうけたといえる。武道の悟道は百千錬磨の稽古の結果であろう。こうした流祖達は修行方法をあみだし弟子を養成した。易より難に至る切紙・目録・免許・皆伝とか表・中段・極意などを順序づけたカリキュラムである。更に修行段階を表現した語句として守破離や真行草などがある。守は師の教に従い流儀の趣意を堅く守り修行する。破は守を越え広く修行工夫を加える。離はもっと離れ自ら発明し自得の場に至ることである。他方の真は師伝の教えを修行

する。行は師伝の教えの深意を知り勝負の道理に通達する。草は眞行を修めて一心不動になる(図1)。いずれも終局的には自得の場や一心不動をいい、さらにいいかえると無我無心、無念無想そして応用無碍自在に至ることを述べている。¹²⁾以上の如く修行するためには良師の導きが必要である。良師以上に工夫修行して玄妙至極に至ることになれば良師も説明し得ないので体と体、以心伝心のぶつかり合いになるので自得を俟たねばならないであろう。結局道の奥儀は自ら悟ることになる。

密教の相承は阿闍梨が弟子の素質と行の修め具合をみて灌頂を授ける形で行なわれ、それまでに弟子は法をうけるだけの心身の鍛練を積んでおく必要がある、その修行過程を加行という。修行は四度加行で心身を鍛練する。加行段階の最初は十八種の印契と真言の法を実修する十八道でその後の加行段階の基礎となる。第二と三番の修行は金剛界と胎藏界の曼荼羅の各尊を対象に行う瑜伽の行で金胎界いずれを先に実施するかは各流儀により異なる。最後は不動護摩法で炉に供物を入れ天の恩寵にあずかる修法である。行法は一日三回、百日以上修行し加行期間中は沐浴、齋戒が厳重である。⁵⁾

武道の神や大日如来はともに実在の人物でなく教理上の祖師である。祖師(経対者)が内在する土壇か自然を対象にしかも祈願者が内面にも絶対者が存在する信念をもって自己と絶対者との融合感覚を高めるのである。教理上の神が存在する鹿島・香取も愛州移香や慈音が神託を得てこの道の奥儀を悟り一流を創始した。日向の鶴戸神宮はいずれも人里はなれた山間、川辺、海辺である。精神を集中し心を一点にまとめる地域として環境の静寂さが選ばれる。⁵⁾悟りを得るため瞑想によって絶対者と合一する実践法がこの場での修行である。悟りとは迷いを去って真理を知ること、生死の世界を超越すること。悟られた真理は「無自性」「空」である。空とは天地間の一切の事物はすべて因縁より起こるものであってその実体も自性もないとする考えである。⁵⁾それ故、超自然な場で妙理を得ることができるという。

密教は大日如来よりはじまり空海にいたる八人

の祖師が存在する。大日如来と金剛薩埵は教理上の祖師で実在の人物ではない。法を授ける者という者の代表である。灌頂に際しての阿闍梨は大日如来で受者は金剛薩埵とされる。竜猛と竜智は実在の人物とされるがその伝記は神秘的であるが金剛智、不空、惠果、空海と歴史的な人物に媒介する役割を果たしている。⁵⁾宇宙の真理そのものである大日如来と一体となるためにインドでは古くからヨーガの技法を用いる。これは心の活動を抑止し、瞑想によって絶対者と合一する実践法である。如来と行者が一体化する瑜伽の行をなすには極度に精神を集中する必要がある。閑静な場に土壇を築き、その上に神々を描き、供物を置き燃焼させ天上の神に届ける・自己をとりまく環境を整備し浄化することにより本尊と自己との一体化に心境をすすめるのである。⁵⁾

したがってこうして得られた悟りは世俗的な言語や文章で表現することはむずかしい。もとよりそれを師から弟子に伝承することも不可能となる。たとえばみそ汁の味を他人に説明することは不可能であるし、文章でも雰囲気は察せられても正確さにおいては疑問である。理解させるためには同じみそ汁を飲ませればよい。体験に属することを非体験者に言葉や文章で説明するのはむずかしい。師の心をそのまま弟子が心をもって理解する。いわば「以心伝心」という伝達方法がある。法の相承は密教では灌頂の形式をとる⁵⁾が武道も同様の方法で実施する流儀もある。前者は四度加行を積み受者がすでに法をうけるだけの準備があるか否かを師が判定する。したがって言語を通じての学習ではないのですぐれた師匠が大切である。後者も同様に師が免許皆伝の奥儀をうけるだけの素質をみきわめて相伝する。このように体験から得た悟りは容易に他に理解させることはできないので秘密にするのである。激しい行を伴うのでそれに耐えるだけの訓練を積んでいなければかえって弊害を生ずる危険がある。⁵⁾武道が技法を他に知られては困るので秘密¹³⁾にするのであるが根本的には上述の理由と思われる。授法の可否判断は全面的に阿闍梨や師匠にゆだねられていることも同様である。

3. 相伝の儀礼。

修行後、両者とも許可を受領する前に相伝起請文の提出と三摩耶戒をうける。武道のそれは入門起請文と若干の相違があるが内容はほとんど同じである。相伝を感謝する、神に誓って流儀のことを他言しない。その他などが記入してある。三摩耶戒は衆生を救済すること。行者、仏、衆生は平等であることを認識すること。自己と仏と一体化する境地になることの意味である。三摩耶戒と十善戒を祭壇を前にして誓うのである。⁵⁾武道が目録や免許の相伝時に親子兄弟でも他見他言してはならぬ、背くことがあれば神罰を蒙るという内容の起請文を提出するが殊に奥伝になると特に厳格にし面接の口訣とか口伝といって直接、口で伝えたという。秘密主義の理由は敵に利用されたり不利を招く。悪党、盗賊が知れば害を及ぼす、あるいは教えるものの方など富永¹²⁾は述べている。密教の約束事は倫理的規範、生活上の規則あるいは世俗的希望の抑制さらに、衆生のために尽す、自己と仏との一体化をめざすなどの戒めである。このあと伝法灌頂の儀式を行ない印可を与える。灌頂は密教の法を伝えるために受者の頭頂に水を灌ぐ儀礼である。もともと国王が即位式をとり行う際に四大海の水を汲みあつめ四海の支配者になることを表わした儀式に起源があり、これが大乘仏教の仏の位をうけつぐ意味に転じた。特に密教では仏の五種の知恵を象徴する五つの瓶の水を受者の頭頂に注ぎかけ如来の知恵をうけついでことをあらわす儀礼になった。祭壇を設け、金剛線、齒木、印信、酒水、金剛杵、鈴その他などの供養物をかざり、深く道を修めた高德の弟子に灌頂の儀式を行い、印可を授与⁵⁾する。密教の阿闍梨としてふさわしい秘密の印契と真言を授かる。この許しを得ることを印可ないし許可という。この印可を紙に書いたものを印信と名づける。秘法を印可したことを信ずる依りどころの意味であり、備忘録あるいはそれを証明する書類ともなる。もともと師から弟子への秘法の伝授は個から個へ直接、伝えられるものであってその内容を紙に書きつらねることは許されなかった⁵⁾という。武道も流儀内容を秘密にしたので、密教の伝法灌頂を模倣した流儀もあつ

た。三七の精進をした後、刀剣、武神、先師、神酒、熨斗三品、その他の供養具を備え莊嚴にし、師が弟子に太刀の術を授け、酒をくみかわすのである。武道の秘事伝授の理由と技術内容が敵に知られては不利になることや鎌倉時代後、武士が密教に親しんだ形跡（刀剣に不動明王や梵字その他を彫刻した）、先述した如くきびしい行の体験を言語で理解させることのむずかしさという性格が秘技伝授の形式をとったのである。

4. 印信

武道も密教も、すぐれた師匠から秘伝の印信を授けられた許可者が相伝者の資格をもった。前者は前述の如く、流儀内容を秘伝としたり、軍事上藩内部のものとしたので他藩の家臣を組織化する家元の成立が許されなかったのである。⁶⁾流祖といわれるものが藩主の警護として上洛したり、江戸屋敷番の機会に技術を修得し自藩にもちかえり、新流を生み発展した例が多い。⁷⁾後者は宇宙の絶対者である大日如来が金剛薩埵に伝法し空海に至り、それから何十代と続くなかで流儀を生み分流した。天長年間(824-833)に空海の嗣法者となった真雅に印信がわたされた。これは金胎界の密印相伝許可にあったので印可、(図3)。つまり真言秘密の印を許可するという意味があり、印可はここに源流がある。そして後世になり小野、広沢、野沢流が印可そのものの権威を発揮させるために如来から空海、さらに本人に至るまでの何十代師資相承の由来などを記した血脈伝統系譜を整えた印信を発行した。このような深秘な印信は完全相伝形式であったので幾流にも分流した⁹⁾のである。松長⁵⁾は「真雅が師の空海より印可を授かったとき、それを心覚えに記したものをつぎつぎに弟子に伝えたという。しかし、それはメモ程度であったが平安中期、親賢が弟子の淳祐に授法した時、証明となる印信を授けたのが最初である」と述べている。武道もこれより数世紀後の戦国末期から江戸初期にかけて、相伝書に流儀の血脈の由来や事理の特徴を表現したものを発行した。これは同時に完全相伝形式であったので密教同様、幾流にも分流したのである。(図2)

武道も修行の結果、その進展に応じて切紙、目

録、免許・皆伝とか印可などの伝書を相伝した。これは修行上の資料であり、武道資格の証明である。弓道の日置弾正が吉田重賢に唯授一人の奥儀を伝授したのは明応九年(1496)、小野秀仙が畠山乱気丸に授けた弓道伝書は、永正年間(1504-1520)、剣道関係では永正、天正頃と述べている。柳生但馬守宗短が細川越中守に与えた印信(図3)。宮本無二斎、東郷肥前守重位、上泉武蔵守などの伝書は今日よくみるところである。伝書の内容は一つは術名を羅列し、その他修行上必要な事項を記した目録類で今一つは流儀の主義精神や術その他、修行上のことを説いたものである。なかには聞書や覚書などもある。¹²⁾

5. 近代の免許

体験の相承は現代武道も継承(図4)した。称号と段位制は大日本武徳会が明治28年3月、桓武天皇が都を京都に遷都して千百年を記念し、大演武会を開催するため武徳会という機関を設け、大日本武徳会規則を制定した。①武徳殿を造営。②毎年一回武徳祭を挙行し神霊を慰める。③武徳祭で演技し武徳を永遠に伝える。同時に武勲の顕著者に頭勲章を授与するを設けた。この規定をうけて武道家を表彰する方法として①精錬証 ②範士・教士の称号③武道階級の沿革を異にする三者を設けた。

精錬証は演武会が術の精錬であった旨を表示した者に証状を授ける、いわば感状の性格を有し、毎回この証を与えたものである。しかし当時、範士・教士と同様に称号化すべきとの意見が唱導化されていた。教士称号を授与する条件に精錬証が必要であり、称号と同一の性格のようにうけとられていたのである。昭和九年、表彰例を改正するとともに教士の下に精錬証を廃止し錬士の称号を設けた。したがって精錬証は第一回演武会(明治二八年十月)以来、同八年まで歴史ある制度として眞の感状といわれるものは終了した。

範士、教士の称号は武徳会創立の頃、武道家の境遇が不遇であったので斯道振興上、武道家を優遇し、その地位を向上させるためである。明治三五年(1902)武術家優遇例を定めこの称号を設けた。規定の基礎は武徳章設置並其授与規程である。

1. 武術に錬達し、武徳を修得したる人士を待つに特殊の礼遇を以って武徳章を設く。

2. 武徳章は一等及び二等とする。其人員は全国に亘り参十名を限りとする。

3. 一等武徳章の受有者には終身年金二五円を附与する。

4. 末丁年の修業期を除き、四十年間武術を修行したる者に非ざれば一等武徳章を受くるを得ず。又同二十年間修行したる者に非ざれば二等武徳章を受くるを得ず。

上記の規定を検討し、一等を範士、二等を教士とする称号を設けた。

範士の資格

1. 斯道の模範となり兼て本会のため、功労ある者。

2. 丁年に達したる後、四十年以上武術を鍛錬したる者。

3. 教士の称号を有する者。

教士の資格

1. 品行方正にして本会より精錬証を受けたる者。

2. 武徳会に於て武術を演じたる者。

その他、範士の数は各武術を通じて三十名以内とし、範士に終身年金二五円の年金を授与。武徳会の教授は範士、教士の称号を有した者を招へいする。この制度により明治三六年五月八日、大演武会直後に剣術七、柔術二、槍術・弓術各一の計十一名に授与され、同時に教士の称号も授与したが教士のみ授けられた者は存在しなかった。

武道家を優遇するための称号は武道家を救うための手段としてその者の人格と修行の結果に称号を設けた。明治三八年に部分改正がなされ続いて大正三年の改正で、範士の資格に四十年以上、武術を鍛錬しなくとも「技能円熟、特に斯道の模範となるべき者」と改めた。又教士たる資格に相当の識見を有することをつけ加え、同要件に剣道は三級上、柔道は五段以上の階級を有するとした。段級を設けたのは従来の規定及び慣例を相当成文化し、弓道にも階級を施行する必要から講習生の階級制度を制定したからである。大正十年部分改正で範士への年金授与を廃止した。斯道の発展に

伴い贈与件数も増加する傾向にあり会に負担をかける理由である。大正十二年の部分改正は教士たるべき要件に剣道は五級上、柔道は五段以上、弓道はこれまで階級は存在しなかったが柔道と同様五段にした。しかし剣道が級を段位に改めたので教士たる資格を六段とした。昭和九年改正では称号の備えるべき要件を範士は教士受有後七年経過し年令六十才以上。徳操高潔、技能円熟、特に斯道の模範たることなど、教士は錬士受有後五年以上、操行堅実、武道に関し相当の識見者。錬士は大演武会に出演した試験合格者など。これにより戦前の称号、段級制度は完成した。しかし昭和十七年三月、戦時下のもとで新武徳会を結成し、武道を国家統制する方法として称号、段級制度の改正も行なった。従来の教士を達士とした。人格識見ともに優秀で国民皆武の第一線に立つ指導者をねらった。⁷⁾戦後柔道は昭和二六年全日本柔道連の結成で旧来の段位制のみを実施し、昭和三二年講道館昇段資格に関する内規を発表し今日に至っている。剣道は昭和二七年全日本剣道連盟の結成と同時に称号段級審査規定を設けた。弓道は昭和二四年日本弓道連盟を結成後、称号段級審議会規定を設けた。

6. 武道階級。

武徳会員及びその子弟に武道の講習をするのに受講生の進境を表示する必要を生じた。明治三九年剣術は警視庁が実行していた級制度を模倣実行した。同庁の級は明治十八年頃警視庁流柔・剣術の形の制定がなされ、練習が盛んになると技術・実力の格付けが必要となり、それまでの各流儀の免許、目録、切紙では比較対象の目安にならないので下記の図5のような階級をつくった。³⁾

図5 警視庁武道階級 明治18年頃

	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
新階級			上 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	
旧階級	名人, 免許, 目録, 切紙						

尚同庁はこの階級を昭和二六年まで利用した。柔道は講道館の段級をそのまま利用した。同館は江戸時代の切紙、目録、免許・皆伝の段階を設けず、昇段の機会を早くするため一層段階を多くした。

講道館柔道は江戸時代の武道とくらべ複雑になったので指導者の資格を六段にした、江戸時代であれば四段に相当すると嘉納²⁾は述べている。そして明治十六年八月、富田常次郎、西郷四郎が柔道初段を允許⁸⁾されたのがはじまりである。以上のようなきさつで採用されたのが武徳会階級の藍觜であった。講習生に対する昇段(級)試験は柔剣術が形、稽古、試合、説明。弓術は巻鞆前、的前、遠的前、虎口前、説明それに各種目とも操行があった。外に表わす段級は剣術は面紐、柔・弓術は帯で色別した。明治三十九年武術教員養成学校の設立で生徒の卒業程度を剣術は四級下、柔道を二段とした。

尚、東京高等師範学校では柔・剣道を実施していたので図6の通り、級を段位制度にかえた。明治四二年従来の規定及び慣例を相当成文化し、弓道にも階級を施行する必要から講習生の階級制度を制定した。剣術と弓術は一級から七級とし剣術は更に各級を三段階に分け細分化し、十九階級にした。柔道は五級から一級と初段から十段までの十五段階にし、柔剣級をだいたいにおいて合わせた。たとえば弓が三級であれば剣術は三級の上中下、柔道は五ないし六段に値するのである。大正三年改正では、段級は武徳講習生のみ適用であったが奨励の意味から広く一般会員にも適用するため試験を実施し階級証書を授与した。階級の制度を柔道はそのままとし、剣道は少し改正した、一級と二級を各々三段階の上中下に分けていたがこれを各々上中の二段階にし合わせて十六階級に

したのである。(図7)

図7 剣道の階級 大正三年改正

新	一級	二級	三級	四級	五級	六級	
	上 下	上 下	上中下	上中下	上中下	上中下	
旧	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
	上 下	上 下	上中下	上中下	上中下	上中下	

弓道の階級は画餅と同様であるとし廃止した。大正六年改正では柔剣道の階級名稱を同一とした。段位を呼称していた東京高等師範学校と歩調を保つことが普及上必要であるとして武徳会商議員でもある嘉納治五郎の協力を得ている。階級名稱を一定にするため段と級のいずれが適当かにつき段は初歩を起点として上に及び十段とするが絶対の終点でなく、もし人力の及ぶものがあれば十一段以上もあり得る。したがって超位を有せず行き詰りが無い。級は最上位を起点として下に及ぶという理由で段位を採用した。柔剣道ともに武道であるにもかかわらず段と級を別々に呼称していたのがはじめて統一されたのである。更に帝国剣道の形を制定し、柔道の形と同様斯道の普及発展を企図した。大正七年改正に続き、大正十二年の改正では弓道階級を廃止していたが隆盛になった結果、大演武会出演者を制限する必要と精錬証希望者が増え、両者を整理するには階級を設けて標準を明らかにする必要があったので弓道も加えた条文にした。大正十五年の改正では柔剣弓の段位と級位を十五階級にした。階級の標識は図8の通りである。¹⁾

図6 東京高等師範学校武道階級

新	四段	三段	二段	初段	一級	二級	三級	四級	五級	六級	級外
旧	四級上	四級中	四級下	五級上	五級中	五級下	六級上	六級中	六級下	七級	上中下

図8 階級の標識

	段	一級二級	三級四級	五級
剣道は面紐の色 柔道は帯の色	黒	茶褐色	緑	白
弓道は牒の紐色	紫	紫を除く外適宜		

昭和九年改正により戦前の称号、段級制度は一応完成した。すなわち称号制度と段級制度が一本化され「武道家表彰例」と「同施行規程」の制定がなされたのである。この時多年問題になっていた精錬証を廃止してこれに代る称号である錬士を設けた。これにより武徳会の称号・段級制度が統一されたのであるが警視庁の級位制度や陸軍戸山学

校などは独自の立場で段位を発行⁸⁾していた。

昭和十二年剣道は六段以上の高段位を発行した。それまで諸般の事情で六段以上を発行していなかったのである。九段五名, 八段五名, 七段二十名, 六段六十名⁸⁾であった。

昭和十七年, 戦時下で新武徳会を結成し, 武道を国家統制した。従来の教士を達士とし, 技術はもちろん人格識見ともに優秀で国民皆武の第一線の指導者とした。段級制度もそれまで初段から十段位を五等から一等までの等位に, そして一等合格者より錬士を選ぶことにした。等位を称号の下位に置いたのである。東京高等師範学校は得士, 秀士, 達士の称号を独自に昭和十八年設置⁷⁾した。

終戦後の称号・段級制度は剣道が昭和二五年の撓競技連盟の制定, 同二七年の全日本剣道連盟の結成後, 武道家表彰例を参考として昭和二八年, 全日本剣道連盟称号審査規程を定めた。これによると段位は初段から五段までで, 称号は五段の上に錬士・教士・範士として一本化された。昭和三二年より十段制が施行され, 段位称号と二本立てになり今日に至っている。⁸⁾弓道は昭和二四年日本弓道連盟を結成しその後, 財団法人全日本弓道連盟と改めた。⁴⁾称号と段級の二本立てで今日に至っている。柔道は昭和二六年全日本柔道連盟を結成, 同三二年講道館昇段資格に関する内規を制定した。講道館では一貫して段級制度のみである。尚警視庁の級位制度は昭和二八年廃止され全剣連の規定に従ったので三道は各々全国一律の称号・段級制度が確立した。⁸⁾

以上のように斯道の発展に伴い, 称号段位制も充実し, 今日, 修行者の武道資格として定着している。整理すると段位は講道館と警視庁が江戸時代の切紙目録免許その他の流儀の免許を参考にして段級を制定した。両者とも前代の階級より増加させて昇段級の機会を多くし, 目標を短期間に達成させることをねらった。師範者の資格を講道館は六段にした(現在も同じ)。六段を基準にすると江戸時代は四段に相当するのでそれだけ講道館柔道は発展しているのである。²⁾要するに近代における段級は両者が源である。明治二八年武徳会の設立で主に柔剣弓の指導をしたが, 柔道は講道館の

段位をそのまま利用したが剣弓は警視庁の級位を採用した。後年武徳会に教員養成所を設立したので同じ教員養成の東京高師の段位と合わせることが斯道の発展になるために級を同高師の段位に合わせたのである。しかし陸軍戸山学校や警視庁では独自に段級を設けて教育していた。戦時中は軍国主義助長のため段位を等級としてこれを一等から五等にし特等を六段以上とした。戦後は武徳会が解散され三道とも組織が整備され段位制にもどった。⁸⁾

称号は武徳会の発展を期するため当時の武道家を優遇する必要がある, そのために範士・教士を設け, 範士に年金を授与した。教士は範士になるための前段階的性格であった。錬士は範士教士と全く性格を異にし, 大演武会での優秀者を表彰するための精錬証に源がある。しかし教士の資格を得るために精錬証を有することが条件であったので早くから称号化の声があり昭和九年, 錬士が実現した。称号は武徳会の解散で剣道弓道がそのまま継続し柔道は講道館柔道の段位のみになった。

称号の存在しない柔道は段位証書に語句を三種類に分けて述べている。すなわち初段から三段までは修行の結果進歩をみたので〇段にする。今後とも研磨すべきこと。四段から五段は修行の結果, 技精熟に至った, 今後とも研磨し先達者になること。六段以上は修行の結果, 技熟達した, 今後とも研磨し師範者になることとする。つまり技が進歩, 精熟, 熟達。柔道の資格として修行中, 先達者, 師範者。共通なことはいずれの段階でも研磨すべきことを説いている。他方, 剣弓は称号と段位の二本立てであるが両者とも称号と段位証書には語句を記入していない。〇〇の称号, 〇段位を授与するのみである。それ故柔道段位証書には語句を以って称号に値する資格を挿入してあると思われる。つまり柔道は六段以上, 剣道は教士七段以上, 弓道は教士六段以上を師範者の資格内容にしているのである。

おわりに

武道の印信が密教の印信に影響をうけたことを

論証するために、両者の修行過程、相伝、密教印信の源流、あるいは現代までの武道の免許について考察した。武道の流儀が発生した頃は悟りを神授により、密教では大日如来より得た。いずれも授与者は教理上であり実在の人物ではない。もちろん相伝をうけるまでにきびしい修行をした結果である。修行は密教が入門、修行、印信の過程であるが入門や印信をうける前には、師弟ともに密教に必要な資質を要求するために約束事をする。同様に武道も入門から印信をうけるまでに武道に必要な約束事をするのである。教理上の祖師から悟道できたことは、通常の修行では限界があり、修行しても終局のない性格が存在しているからである。したがって得られた悟りは言語で説明できないので以心伝心という伝達方法しかないのである。それ故、行を積んでいない者には秘密にする。武道にあっては更に戦技としての価値から敵に対して不利を招くおそれがあるのでこれを助長したのである。このように両者は悟道であるので、修行や修行後のことを考慮して秘密を守らせたり、心得を約束させる。そして修行後、印信をあたえるのである。印信は両者の流儀の権威を保つために正法相伝血脈を揃えることになるが、家元を組織する背景がととのわず、完全相伝形式であるがため、流儀が流儀を生んで発展した。

以上のように両者の修行目標・方法・免許は全く同じことをしている。これは修行の到達目標が悟道にあるので同様な性格を有しているといえる。したがって武道より古い時代に体系化された密教の方法を模倣したといえる。

引用文献

- 1) 著者不明, 大日本武徳会沿革天,
- 2) 嘉納治五郎, 嘉納治五郎著作集, 第二巻, 五月書房, 東京, 1983, P P 66-67,
- 3) 警視庁警務部教養課編集発行, 警視庁武道九十年史, 東京40年 P 28,
- 4) 小山高茂他, 現代弓道講座, 第一巻, 総論編, 第二版一刷, 雄山閣, 東京 1982, P 240,
- 5) 松長有慶, 密教・コスモスとマンダラ, 第11刷, 日本

- 放送協会, 東京 1988, P P 64-67, 33, 74-75, 31-37, 56-58, 71-73, 199-207, 67-70, 70-71,
- 6) 密教辞典編纂会, 密教大辞典, 縮刷第二刷, 法蔵館, 京都, 1984, P 1089,
- 7) 村山輝志, 武道の文化性—薩摩藩における武道教育—, 武道学研究第19巻第1号, 日本武道学会, 1986, P 23,
- 8) 中村民雄, 史料近代剣道史, 島津書房, 東京, 1985, P 325, 323, 321,
- 9) 西山松之助, 家元の研究, 吉川弘文館, 東京, 1982, P P 146-148, 146-148, 259, 155-156,
- 10) 佐藤三郎, 新撰諸祭神名總覧, 明文社, 東京, 1943, P 247, 247-248,
- 11) 下川潮, 剣道の発達, 復刻, 第一書房, 東京, 1984, P P 132-160,
- 12) 富永堅吾, 剣道五百年史, 百泉書房, 東京, 1972, P P 404-429, 415-428, 402, 427, 420-421, P 416-417, 390-391,
- 13) 柳生宗矩, 殺人刀, 兵法家伝書, 上巻序, 手書, 1637, P 17 (筆者記),

第一図 入門、修行、免許

	武	道	真言密教
入門 (出家)	兵法起請文前書 1, 直心影流兵法御弟子被成辱奉存候。---1, 朝暮心懸付理御為悪敷儀仕間敷候。---1, 無理成殺生仕間敷候。---その他。右之条々於相背者 梵天帝釈四大天皇惣而日本国中---仍而起請文如件。年月日, 姓名, 師範宛。(真心影流)		十善道=殺生, 偷盜, 邪淫, 妄語, 兩舌, 惡口, 綺語, 貧欲(戒行の中心) 瞋恚, 邪見。
起請文			18道 18種の印契と真言の法を実修する行。
修行の 道程	切紙	表	金剛界 胎藏界 「金剛頂経」により金剛界曼荼羅の各尊を対象に行う瑜伽の行。
	目録	裏	
	免許	中極意	胎藏界 金剛界 「大日経」により胎藏界曼荼羅の各尊を対象に行う瑜伽の行。
	皆伝	奥儀	不動護摩法 火をもやし, 火中に供物を入れ, 火神が供物とともに天上に運び天の恩恵にあずかる。息災, 増益, 調伏, 敬愛。
戒律起 請文	相伝起請文。1, 神伝靈剣之事。右比度御相伝被下難有, 仕合奉存候。---二六時中懸心頭無怠慢修行可仕候。---比度御相伝の儀一切他言仕間敷候。---仍而神文如件(真心影流)		三摩耶戒 本誓, 平等, 撰持などの意味がある。 本誓=衆生を救済する誓い。平等=行者, 仏, 衆生は平等 撰持=入我入, 自己と仏の一体化。
免許授 与儀礼	この巻相伝の時は, 17日精進し道場莊嚴の次第を以って諸神諸天を供養し終って壇前で極意の太刀を相伝すべきもの。(新陰流灌頂極意の巻)		伝法灌頂 道場を莊嚴にして密教の法を伝えるため 受者の頭の頂上に水を灌ぐ儀礼。五瓶の水を頭頂に注ぎ, 如来の知恵を受けたことを表す儀礼。
印可 許可	皆伝, 奥儀。		阿闍梨 (師範職)

第3図 武道と密教の印可

柳生但馬守兵法傳書 柳生宗矩筆 沢庵奥書

寛永十四年(一六三七)六十五歳

紙本墨書・卷子装

三一・〇×四五・〇

永青文庫藏

柳生宗矩(一五七二—一六四六)より細川忠利に与えた兵法の伝授書で「白紙をもつて兵法之心を傳ふ」と書し、その後沢庵が奥書を付している。

唐代の禪僧、玄沙師備が師の雪峰義存に白紙の書信を呈した公案を引いて、針のさきで鉄を削るのが不可能な如く、兵法の極意も禪の極地と同様思慮分別では把握できないものであるとする。しかし、沢庵の思いちがいであろうか、これには玄沙が偽山に白紙を贈つたと書している。

沢庵の著書に、柳生宗矩に書き与えた兵法書「不動智神抄録」(全集第五輯)があり、この著に述べられた兵法と禪については、古田紹欽著「宗教とはなにか」(現代教養文庫)に詳しく解説されている。

以三白紙一傳三兵法之心

寛永一四年五月吉日

柳生但馬守

細川越中守殿

宗矩(花押)

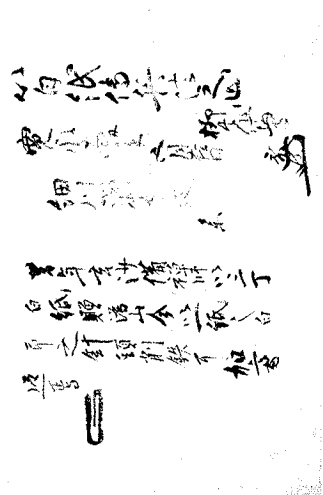
参

昔年玄沙備禪師以三于

白紙一贈一偽山、今以三紙之白

昏、之針頭削鉄乎、加し毫

返焉(沢庵花押)



密教の印信(9)

(2) 貞観寺伝大師御筆写本、高野山大学
図書館藏

伝法灌頂

胎藏界 外五股 四股帰中

取付工本記

金剛界 無所不至 二天不開

帰名 云

天長八年六月七日 珍宿 日曜

大阿闍梨遍照金剛空海

(3) 貞観寺伝、高野山大学図書館藏

秘密阿闍梨位密印

胎藏 塔印

云

金剛 塔印

云

右於教王護国寺

授真雅法師畢

天長八年六月七日 珍宿 日曜

大阿闍梨遍照金剛空海

(4) 貞観寺伝、高野山大学図書館藏

嫡又相承様

外縛五貼印

右きき宗矩

左に取付工本記

心前寄合 云

大師仰云謂 等顕金剛界

次云等顕胎藏界一大

五貼明両部不二之重云々

五貼即五輪法界円塔也

取秘々々

天長八年六月七日 奉受大師

真雅記之

(5) 印信 貞観寺伝、高野山大学図書館
藏

不二一心貼頂印信

塔印開

取付工本記

大師御言上五字胎藏界一下字

金剛界顕不二物鉢

天長十年二月五日 奉受大師

真雅記之

第4図 武道の段位と称号の変遷

江戸時代		明治15年以降現在まで				
講道館	段位	明治28～明治42	明治42年4月改正	大正6年3月改正	昭和17年12月改正	現在
北辰一刀流	初目録、中目録、大目録、皆伝	未道	有段者 初、二、三、四、五、六、七、八、九、十の各段。 無段者 級外、三、二、一の各級。 武術教員養成所卒業程度二段。帯の色別で階級を表示。	講道館段位を参考	有段者 初段～10段 無段者 級外～1級	
竹内流 小裏目録、免許、印可	初段、二段、三段、四段	剣道	警視庁の統制を模倣実施。明治39年武術教員養成所の設立で卒業程度を4級下	講道館段位を参考	柔・剣・弓・銃剣など	
示現流	初段、二段、三段、四段	弓道	なし	大正3年9月改正 弓道階級は面併であるとし廃止。	改正 五段 四段 三段 二段 初段 旧規定 五段 四段 三段 二段 初段	
天心流	初伝、目録、極意伝、免許、印可	弓道	明治42年4月改正 7級より1級まで。	大正12年4月改正 柔・剣道と同様の階級を設けた。	現在	
示現流 称号	初学、学士、賢聖、君子	範士	明治35年 斯道の模範、功勞者。40年以上の鍛錬者。年限に達せずとも斯道の熟練者。(60才以上に終身年金授与)(大正10年6月改正で年金25円授与)	昭和9年3月改正 教士受有者後7年。60才以上徳操、高潔、技能円熟。斯道の模範。武道功勞者。	現在	教士 8段受有者後8年55才以上徳操高潔 剣理精通、技能円熟
		教士(達士)	品行方正 精練証受有者	品方正。相当の識見。精練証受有者。剣道は3級以上。柔道は5段以上の受有者。	教士 7段受有者、指導力を有す。	教士 8段受有者後10年60才以上徳操高潔、技能円熟、識見高邁、斯界の範。
		練士(精練証)	武徳祭大演武会で其共術の精練たるを表示される者。感情。	左に同じ。	武徳祭大演武会に出演。試験合格者。 (練士の称号制定により精練証廃止。)	練士 6段、審判能力を有す。 練士 5段以上、志操堅実、指導の実力あり。